

作成要領

1. 参加表明書

- (1) 参加表明書は様式第 1 号を使用すること。
- (2) 参加表明書添付書類は、様式第 2 号から第 11 号を使用すること。
- (3) 提出様式は日本工業規格 A4 判片面縦とし、左 2 か所ホチキス綴じとすること。
- (4) 「手持又は確実に生じる設計及び監理業務」は、「富谷市民図書館等複合施設整備基本設計業務委託プロポーザル実施要領」の「II.1. 参加資格要件(6)」の業務実績に限らず主要な業務を記入すること。

2. 技術提案書

- (1) 提出様式（様式第 15 号～第 16 号）は日本工業規格 A3 判片面横とし、様式第 14 号（A4 判）に折り込むことなく、左 2 か所ホチキス綴じとすること。
- (2) 技術提案書（業務実施方針）（様式第 15 号）は A3/1 枚以内、技術提案書（技術提案説明書）（様式第 16 号）は A3/2 枚以内とすること。
- (3) 技術提案書に記入する文字の大きさは 10 ポイント以上とする。ただし、図・表中の文字についてはこの限りでない。
- (4) 使用するフォントの種類及びカラーは自由とする。
- (5) 基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- (6) プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、設計対象に対する発想・解決方法等の技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。詳細は、別紙 3 「技術提案における視覚的表現の許容範囲」（出典 平成 30 年 4 月 2 日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」）を参照のこと。視覚的表現の許容範囲を超えていると判断された技術提案は無効とする。
- (7) 特記仕様書に記載された「富谷市総合計画」をはじめとした上位計画及び本事業に関する構想・計画等と十分な整合を図り、富谷市の政策及び本整備事業の計画に沿って提案書を記述すること。
- (8) 別紙 4 「富谷市民図書館等複合施設の機能構成について」に留意すること。